

# 憲法学習のフロンティア

——対国家規範性と平等権について考える授業——

The Frontier of Learning about the Constitution of Japan

奥野 浩之

**要旨** 本研究では、新学習指導要領が求める法教育に関する教育方法を探求するための具体的・実践的な試みとして、憲法学の基本書を手がかりにして、憲法と法律の相違点を理解する上で必要不可欠な知識を習得し、さらには習得した知識を活用できる授業案の開発を行った。また、中学校社会科公民的分野における教材選択、活用の具体的な事例として、平等権に関する判決文を取り入れた教育方法の試みを示した。

**キーワード** 新学習指導要領、カリキュラム、教育方法、公民教育、法教育

## 1. はじめに

社会科で求められる公民的資質とは、必ずしも多数派の意見に従うことではない。民主主義社会における公民的資質には、多数決によって確定した社会的合意について理解したうえで、自らの意見を構築することも重要になってくる。つまり、少数派の意見も重要なのである。裁判においても、少数意見というものが出てくる。少数意見といえども、裁判官の意見は法に基づいて下されたものである。実際に、少数意見が世論を動かし、別の類似の事件での判決を変えた例も多く存在する。たとえ自らの意見が多数派の意見になったとしても、少数派の意見を理解したうえで、自らの意見を下すことが重要である。そのような意味で、判決文は少数派の意見も記載されており、社会科における教材としての資質を高い水準で充たすのである。本

研究では、判決文に見られる少数派の意見も活用し、授業を開発しようと試みた。

判決文を活用した法教育について梅野氏の先行研究がある。同氏は、「私たちは法社会に生きている。立場や意見は違っていても、法にもとづき、適正な手続きを経て確定した結論には、高い水準で社会的合意がなされたものとして尊重することを義務づけられている。そうしなければ、社会を形成するシステムそのものが不安定なものと化すからである。社会は、こうして憲法や法令を実体として確認していく。」<sup>1)</sup>と述べている。社会科は、社会認識を深め、公民的資質を育成する教科であると考えられる。そうであるならば、社会的合意の到達点と水準を含みもつ判決は、社会科における恰好の教材である。

係争中の事件を教材として用い、判決が確定していないにも関わらず、生徒たちに自由に討論させている授業例も見受けられるが、生徒た

ちの意見のほとんどが感情的な一私見で終わっているというのが現状である。この点については、梅野氏も指摘するところであり、「私たちは、授業では確定した判決文を使用することを原則としている。控訴や上告が無くて確定したか、また確定せずとも和解などで裁判が終結したものを活用する。」<sup>2)</sup>と述べている。そこで、本研究では、確定した判決文を基に、憲法を学習するうえで欠かすことができない憲法の対国家規範性と憲法14条1項の平等権に関する授業案の開発に取り組んだ。

## 2. 対国家規範性の学習における問題点

中学校社会科公民的分野において、様々な憲法学習の授業案が開発され、実践されているが、生徒たちに「憲法とは何か」「法律とは何か」という問いを投げかけたとき、その問いに答えることができる生徒は何人いるだろうか。私自身、大学生にこの問いを投げかけたところ、この問いに正確に答えることができた学生はほとんどいなかった。その背景には義務教育でもある中学校社会科の授業における憲法学習のあり方に問題があるのではないだろうか。

「憲法とは何か」「法律とは何か」という問いに対して、一言で答えるならば、法律が国民の権利や自由を制限しているのに対し、憲法は国家権力を制限し、国民の権利や自由を守る対国家規範である。憲法学を学ぶ者は、個別の人権について学習する前に、私人間における人権の保障という項目で様々な学説や判例を通して憲法の対国家規範性について検討する<sup>3)</sup>。この点については、中学校の教科書においても基本的人権の学習に入る前に、「人権の保障は、まず第一に国家に向けられています。国家に対して、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な

生活を実現することを要求しているのです。いっぽう、国家は、個人の自由を侵害してはならず、個人の生活を豊かにする政策をおし進めなければなりません。」<sup>4)</sup>という説明がなされている。義務教育である中学校において、様々な学説や判例まで学習する必要はなく、教科書で述べられている点を理解すれば十分であると思われるが、このような説明を聞いただけで、生徒が憲法の対国家規範性を理解できるとは考えられない。

学校現場で法教育に対して難しいイメージがあるとするならば、教科書ではほとんど触られていない民法、刑法、訴訟法なども教えるべきではないかと考えているからではないだろうか。生徒が憲法の基礎的な理解もできていない現状において、教員は教科書を基礎として法教育の授業を実践していくことが重要であると考ええる。ただ、教科書「を」教える授業ではなく、教科書「で」教える授業へと変えていく必要がある。また、新学習指導要領でも言われているように、基礎的・基本的な知識・技能の「習得」のみならず、それらを「活用」して思考力・判断力・表現力等が育成できるよう配慮する必要がある。

これまでの憲法学習では、憲法と法律の違いについて考えさせるということをしていないと言っても過言ではない。そのため、私人<sup>5)</sup>対私人の事件においても、生徒たちから違憲とか合憲といった意見が出てくる。つまり、生徒たちは憲法も法律と同じように、私たちが守らなければならないものであると考えている。しかし、憲法は対国家規範である。98条は、憲法に反し、無効になるものとして「法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為」と国家行為ばかりあげているところからも、それはよくわかる。とすると、憲法に反する行為を私人が

したとしても、憲法を根拠に無効になるということではできないことになる。もちろん、私人も他人の生存や財産、自由を侵害することは許されないが、それは民法の不法行為として損害賠償や、物権などを根拠にした差止の対象になるとか、刑法に触れるものとして許されないかというに過ぎないということになる。

この点については、司法試験の予備校としても有名な伊藤塾塾長である伊藤真氏も「私たちの塾に通う学生の多くは、憲法と法律の違いを知らない。…憲法は国家権力の側に歯止めをかける道具であるのに対して（99条）、法律は私たちに対する行動の基準となるものである。このように憲法と法律とでは質的にまったく異なるものである。」<sup>6)</sup>と述べている。

授業実践家としても有名で、多くの著書を出されている河原和之氏の実践からもこの問題点が見えてくる。河原氏は自由権の内容を具体的に学習したあとのまとめの教材として「市川猿之助ストーカー事件」を取り上げている<sup>7)</sup>。河原氏がこの教材を取り上げた理由として次の3点を挙げている。「①比較的名な芸能人であり、三面記事の内容だが子どもたちにとっても興味のある内容である。②市川さんにとっても、女性にとってもそれぞれに自由権がからんでいる事件であり、論争がおりやすい。③自由権のさまざまな内容が網羅されている事件である。具体的には、市川さんからすると、プライバシーの権利、財産権、生命・身体・自由から、そして女性からは表現の自由、思想・良心の自由、平等権からそれぞれの立場を主張できる。」しかし、河原氏は①と②を重視するあまり、③で述べている憲法の人権についての本質的な理解を困難にしてしまう教材を選んでしまっている。

なぜなら、この事件は私人間での事件であ

り、対国家規範である憲法を理解するのに適した教材とはいえない。実際に授業後の生徒の意見を分析してみると、加害者である女性は一私人であるにもかかわらず、女性の行為が違憲であるという意見が多く見られる。これらの意見を見るだけでも、生徒が憲法の対国家規範性を理解できていないことがよくわかる。憲法の自由権はその成立過程からみても、まさしく対国家規範である。それを理解しないまま自由権の学習を終わるとすれば、憲法の本質を理解できないまま中学を卒業してしまうことになる。実際に私自身、大学の授業においてもその点を痛感しており、伊藤氏も指摘しているところである。そこで、上記の問題点を克服する憲法と法律の相違点について考える授業を提案し、法律を専門としていない学科専攻の学生を対象に一種のマイクロティーチング的手法で実際に以下の授業案に基づいて授業を行ってみた。

### 3. 憲法と法律の相違点 について考える授業案<sup>8)</sup>

1時間目の授業では、憲法と法律の相違点に関する基礎的な知識を習得する学習とした。この指導案については、教科内容の改善に関わる点に焦点を当てるため、目標はその点に限定し、「憲法と法律の違いについて説明することができる。」という一つの目標を設定した。導入では、「私たちは好きなことを話し、好きな人と結婚し、好きな宗教を信仰できますが、それはなぜですか。」という問いを投げかけることにより、普段、当たり前のことと思っていることについて意識させる。そして、「誰であれば、このような自由を制限できる力を持つことができると思いますか。」という問いを投げかけることにより、国家権力という存在に気づか

せる

展開では、「A は地元にある中小企業 B 社に就職したいと考え、採用試験を受けた。B 社は、社長は浄土真宗であることから、これまで浄土真宗のものを採用することにしてきた。A は天台宗であったため、B 社は A を採用しなかった。A は B 社による不採用の決定は「信教の自由」に反し、違憲無効であるとして、訴えた。」という事例（事例 1）と「A は故郷の C 町の町役場に就職したいと考え、採用試験を受けた。C 町は、町民のほとんどが浄土真宗であることから、これまで役場の職員は浄土真宗のものを採用することになっていた。A は天台宗であったため、C 町は A を採用しなかった。A は C 町による不採用の決定は「信教の自由」に反し、違憲無効であるとして、訴えた。」という事例（事例 2）を読み、B 社と C 町はそれぞれ信教の自由に反しているのか、という点について考えさせる。この点については、まず自分の意見を書かせた後、憲法の人権規定にある「侵してはならない」「保障する」の主語について考えさせる。その際、憲法 99 条から憲法尊重擁護義務があるのは誰なのかについて確認しておきたい。また、刑法や道路交通法と比較することにより、最終的には法律が国民の権利や自由を制限しているのに対し、憲法は国家権力を制限し、国民の権利や自由を守る対国家規範であることを気づかせたい。

その後、もう一度事例 1 と 2 を読み、B 社と C 町がそれぞれ信教の自由に反しているのか、という点について改めて考えさせ、C 町は国家権力であるのに対し、法人である B 社は私人であることについて気づかせたい。大学で試行的に行った授業では、最初の意見と授業後の意見とで意見が変わっている学生が多かった。最初の意見では、B 社と C 町は共に信教の自由

に反し違憲であるとして書いていたのに対し、授業後は、C 町は信教の自由に反し違憲であるが、B 社については憲法問題とならず、違憲ではないという意見が多く見られた。

まとめでは、感想文を書くことにより、憲法と法律に対する自分の認識が、学習を通してどのように変化したのか、という点について意識させ、自分の言葉で憲法と法律の相違点について説明できるようになることを目指した。

2 時間目の授業では、1 時間目で習得した知識を活用する学習とするために、実際の判例<sup>9)</sup>を題材とした事例を用いた。この指導案についても、教科内容の改善に関わる点に焦点を当てるため、「憲法と法律の違いを理解したうえで、応用問題にも対処できる。」という簡潔な目標を設定している。導入では、1 時間目に学習した憲法と法律の相違点について質問し、1 時間目の学習で習得した知識がしっかりと定着しているかを確認する。

展開では、まず「A は大企業 X 社に就職したいと考え、採用試験を受けた。X 社は、社長が浄土真宗であることから、これまで浄土真宗のものを採用することにしてきた。A は天台宗であったため、X 社は A を採用しなかった。A は X 社による不採用の決定は「信教の自由」に反し、違憲無効であるとして、訴えた。」という事例（事例 3）を読み、1 時間目で学習した事例 1 と異なっている点について気づかせたい。事例 1 の B 社は中小企業であったが、事例 3 の X 社は大企業である<sup>10)</sup>。1 時間目の学習を踏まえるならば、大企業であろうとも X 社は私人であるので、そもそも信教の自由に反するかどうかという憲法問題にさえならず、X 社は自由に浄土真宗の者だけを採用できることになる。しかし、国家に匹敵するような大きな力（社会的権力）を持った大企業 X

社と自然人を比べた場合、この結論は妥当なのであろうかという疑問も生まれるに違いない。

そこで、民法 90 条、709 条<sup>11)</sup>というものを紹介する。憲法の人権規定に反することは、公序良俗に反したり、不法行為になったりする場合があるということを気づかせる。そのうえで事例 3 の問題について考えさせる。そうすると、大きく次の 3 つの考え方に分かれることが想定される。①大企業といえども、私人であるので一切憲法を適用しないという考え方。②大企業を国家権力と同視し、憲法を直接適用するという考え方。③憲法の意義を重視しつつも、大企業の社会的権力を考慮し、民法の一般条項(90 条、709 条)に憲法の趣旨をはめこむという考え方。これら 3 つの考え方については、憲法学の世界でも無効力説、直接適用説、間接適用説<sup>12)</sup>といった 3 説に分かれており、1 つの正しい答えというものはなく、論拠さえ示されればオープンエンドの授業形態が望ましい。

まとめでは、事例 3 の問題についてディスカッションさせたうえで、レポート課題で他人の意見と比較しながら自分の意見を論理的に説明させる。③の考え方が多くなると思われるが、③の考え方をとったとしても、人権の無条件の遵守が社会の公序であるとすれば、②の考え方をとった場合とほとんど結論は異ならないし、逆に人身売買や強制労働のように、私人による極端な人権侵害のみを公序良俗違反として私法上の効力を否認するのであれば、実際上の効果は①と同じことになる。このようにこの授業で取り上げた事例については、多様な意見が出てくると考えられるが、しっかりとした論拠が示されていけばむしろ多様な意見が出てくることはこの授業が目指すところである。

本授業案を試行的に大学の教職科目「社会」の授業で行った結果、予想以上の反響を得るこ

とができた。多くの学生から、「中学校の憲法の授業では、条文を覚えるというようなことをずっとやっていたが、今回の授業では様々な事例を考える中で憲法と法律の違いを初めて理解することができました」という意見をもらった。

新学習指導要領では、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、それらを活用することによって思考力・判断力・表現力等が育成されることまで求められているが、本授業案はまさしくこの新学習指導要領が求めるものであり、憲法の本質的な理解は憲法に苦手意識をもってしまう子どもたちを一人でも少なくすることにつながるものと考えている。次に憲法学習において最初に学習することが多い人権規定である平等権について検討したい。

#### 4. 平等の学習における問題点

中学校社会科公民的分野において平等権を学習するとき、「道徳の時間」の人権学習を簡略化したような学習で終わってしまうことが多いように思われる。憲法 14 条 1 項にあるように、「人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ということを学習することは重要であるが、社会科でこのような人権を尊重するよう感化する教育でよいのだろうか。社会科は、社会認識を深め、公民的資質を育成する教科である。そうすると、社会科で平等権を学習するとき、条文の理解(暗記)で終わることなく、「平等」の意味について深く追求することが必要になってくる。

平等権の学習に関する先行研究は多く存在するが、「平等」の意味について考えたものは少

ない。「平等」の意味について考えさせる数少ない先行研究の中に、アファーマティブ・アクションを取り上げ、機会の平等と結果の平等という観点から「平等」の意味について考えさせる大杉氏の授業がある<sup>13)</sup>。この授業は、機会の平等と結果の平等について考える興味深いものである。ただ、この問題を考える際、機会の平等を原則として、個々の事案について合理性の有無を判断していくことが重要になってくる。なぜなら、結果の平等を突き詰めれば、一種の共産主義へと行き着いてしまうからである。資本主義社会において機会の平等を原則とすることは、社会的合意と言っても過言ではない。もちろん、機会の平等を原則として、結果の平等を志向していくことは重要であるが、この授業において機会の平等と結果の平等を並列的に取り扱っている点には問題がある。ここでも、機会の平等を原則として、アファーマティブ・アクションについて合理性の有無を判断していくべきである。

ミシガン州立大学では、学部の入学選考の際、少数派の受験生に150点満点で20点加点する制度を取っていたほか、ロースクールの入試制度では「割当制」に基づき一定の比率で少数派を合格させていた。連邦最高裁判所は、2003年6月23日、人種的少数派を優遇するミシガン州立大学ロースクールと同大人文科学芸術学部の入試制度について判決を下した。まず連邦最高裁判所は前者について合憲であるとの立場を示し、これにより大学が入試選考においてアファーマティブ・アクションを今後も採用することが可能となった。ただし後者の人文科学芸術学部の制度については、人種的要因をあまりにも重視しすぎるとして違憲判決を下した。同じ大学でありながら、連邦最高裁判所が異なる判決を下した最も大きな理由として、ロースク

ールの入試制度は、確かに学生集団の多様性のために人種的少数派のクリティカル・マス(critical mass: 結果を出すために必要な数量のこと)を入学させているが、しかしそれは入学志願者の特定のグループと他の者との競争を妨げるものではないのに対して、人文科学芸術学部の制度は、人種的少数派という理由だけでその入学志願者に対し自動的に20ポイント(合格するためには100ポイント必要)を付与していることから、人種という要因が極めて大きな効果を持つ、という点が挙げられる。つまり、連邦最高裁判所も機会の平等を原則として、合理性の有無で合憲性について判断を下していることがわかる。この授業の終結では、「私たちの社会のあり方として、優遇措置を認めるかどうかクラスで考えをまとめなさい。」という指示を投げかけているが、ミシガン州の例だけを取り上げて、人種問題における背景事情が全く異なる私たちの社会に優遇措置を認めるべきか否かという二者択一の選択肢は決して正しいものではない。やはり、私たちの社会における個々の事案について、機会の平等を前提としつつも、合理性があるかどうかで考えていくべき問題である。

この授業のもう一つの問題点は、アメリカの事例であるということである。生徒をとりまく日本の社会的現実から離れ、生活実感と説得力に欠けるということになりかねない。法教育のパイオニアでもある江口勇治氏は法教育における基本的な考え方として次のように述べている。「一つは、人々や社会を規律する法は「生きた個人と社会」を基本的には前提としていることを最終的には学ばせることである。……次に法的資質や法的技能は独立して存在しているわけではなく、経済や政治の空間との関連で大きな意味をもつと考えるべきである。そのため

法律自体の教育ではなく「法に関連した」社会理解のための教育の中において、法が観念されるべきである<sup>14)</sup>。「生きた個人と社会」を学ばせるには、私たちが生きる日本社会における事例を取り上げるべきである。また、「法に関連した」社会理解のための教育を行うには、日本社会に存在する問題や事件を扱うべきである。そこで、本研究では日本社会の事件を扱う日本の裁判所によって出された判決に基づき授業を構成するように努めた。また、中学校の社会科ということも考え、難解な判決文をそのまま教材として用いるのではなく、身近な事例に置き換えて、判決に示された「平等」の意味について考える授業案を開発するよう努めた。具体的には、1時間目は、形式的平等（機会の平等）と実質的平等（結果の平等）、そして絶対的平等と相対的平等について考えるように構成されている。また、2時間目では、1時間目で学習した知識を活用し、実際に裁判になった事件について考える授業になっている。

## 5. 「平等」の意味について 考える授業案<sup>15)</sup>

1時間目の授業では、形式的平等と実質的平等<sup>16)</sup>、絶対的平等と相対的平等<sup>17)</sup>について考える学習とした。この指導案については、教科内容の改善に関わる点に焦点を当てるため、目標はその点に限定し、「形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等という観点から、日本国憲法14条1項における「平等」の意味について説明することができる。」という一つの目標を設定した。導入では、「資本主義社会における平等とは何ですか。機会を平等に与えることですか、結果までも平等にすることですか。」という問いを投げかけることにより、普段、特

に考えない言葉の意味について考えさせる。そして、「月給が100万円の人にも20万円の人にも平等に30%の税金を課すことを妥当と考えますか。」という問いを投げかけることにより、資本主義社会における機会の平等を原則としつつも結果の平等を目指すことの重要性について気づかせる。

展開では、まず、「産休制度を手がかりにして、よりよい社会のためには絶対的平等と相対的平等のどちらの考え方が適当か考えてみてください。」という問いを投げかけ、絶対的平等と相対的平等という「平等」に対する2つの考え方を紹介し、その上で、どちらの考え方が現代社会においては適当であるか考えさせる。現代社会においては、相対的平等という考え方が妥当である<sup>18)</sup>ことを理解させた上で、相対的平等であるか否かの判断基準でもある合理性の有無について身近な問題を通して考えさせる。具体的には、「A市営地下鉄が男性の乗車を禁止する女性専用車両を設けることは憲法14条の法の下での平等に反しますか。」という問いを投げかけ、女性を優遇することの合理性について考えさせたい。実際には、大阪市営地下鉄等では、男性の乗車を禁止する法的拘束力はなく、あくまで鉄道事業者が乗客に任意協力を求めているものであるとしているが、今回は男性の乗車を禁止する制度であるということにしてこの問題を考えさせたい。この場合、痴漢行為の抑制という制度の目的と、目的を達成するための手段という両側面から合理性について考えていく必要がある。

まとめでは、憲法14条1項で述べられている「平等」の意味について論述させ、形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等という観点を踏まえて、憲法14条1項の「平等」について具体的に論述できているか確認する。

日本の現代社会においては形式的平等を原則として実質的平等を志向している。また、絶対的平等という考え方ではなく相対的平等という考え方をとり、合理性の有無によって差別か区別かを判断している。このような日本の現代社会における社会的合意としての「平等」の意味について学習することをこの時間の目標とした。

2時間目では、1時間目で学習した現代日本社会における社会的合意としての「平等」の意味について復習した後、その学習を活かして平等権に関わる実際の事件を解決することを目指す。本時の目標についてはここでも教科内容の改善に関わる点に焦点を当てるため、目標はその点に限定し、「憲法14条1項「平等」の意味について理解したうえで、「平等」に関連する問題を自分自身で解決することができる。」という一つの目標を設定した。

導入では、前時で学習した憲法14条1項の「平等」の意味について振り返ってみたい。展開では、実際に裁判になった事件<sup>19)</sup>を題材として、前時で学習した知識を活用して妥当な解決策を自分自身で見つけ出すという活動に取り組ませたい。具体的には、1973年の最高裁判決を基にした事例について考えさせる。事例は、「被告人は、実父に10年以上にわたって、虐待を受けてきた。そのため、早く家を出たいと思っていた被告人は、16歳の時、住み込みの仕事を見つけ、自立することを決意した。このことを知った実父は被告人を10日間監禁し、脅迫虐待した。結果、被告人は思いあまって実父を殺害し、自首した。」というものである。当時、尊属殺重罰規定（刑法200条）が置かれており、本事例は尊属殺人にあたる。当時の刑法では、普通殺人には刑法199条が適用され、3年以上の懲役を科すことができるのに対し、尊

属殺人では死刑か無期懲役という結果になってしまう。ここで、本事例を憲法14条の観点から検討する際、2つの視点が必要になってくる。ここでは、前時の学習を活かし、立法目的と立法目的達成手段という両側面から合理性について考えさせる必要がある。実際の裁判においても、裁判官はこの両側面から検討を行っている。立法目的は「尊属に対する尊重報恩という道義を保護する」ことにあるが、この立法目的が合理的であるかどうか、道徳と法律という観点も踏まえ生徒たちに考えさせたい。また、立法目的が合理的であるとした場合、立法目的達成手段として合理的であるかどうかについても検討する必要がある。この際、グループで討論しながら、それぞれについて考えさせるようにしたい。なぜなら、民主主義社会においては、必ず他人の意見を尊重し、他人の意見を理解した上で、自らの考えを構築することが非常に重要であるからである<sup>20)</sup>。

生徒たちの意見としては、立法目的も立法目的達成手段も合理的であるという見解、立法目的は合理的であるが、立法目的達成手段が不合理であるという見解、立法目的達成手段について考えるまでもなく、立法目的そのものが不合理であるという見解の3つに分かれる可能性が考えられる。しかし、本授業では、何かの合意に至らせるというようなことはせず、自らの見解に対するしっかりとした論拠を示すことができているならばよしとし、オープンエンドの形態で授業を終わらせたい。実際に、本事例の基になった裁判においても裁判官の意見は3つに分かれている。最終的には、立法目的達成手段が不合理であるという見解が多数意見となった。しかし、立法目的そのものが不合理であるという少数意見が世論を動かし、現在では尊属殺重罰規定そのものが廃止されている。まとめでは、



裁判所が出した実際の判決を紹介し、レポート課題として、自らの見解とそこに至った論拠をまとめてくるよう指示し、授業を終えたい。

## 6. おわりに

平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が始まり、学校教育においても法教育の重要性が叫ばれるようになってきた。中学校社会科公民的分野で学習する憲法学習は、義務教育の必修科目ということもあり、法教育の根幹をなすものとして非常に重要な位置にあると考える。社会科は、社会認識を深め、公民的資質を育成する教科である。一私見を述べたり、条文の暗記に終わったりすることのないよう、憲法の本質について理解したうえで、平等権の学習について言えば、現代社会における「平等」の意味について追求し、他人の意見を尊重した上で、自らの価値観で個々の事例について平等であるかどうかについて考え、しっかりとした論拠をもって自らの意見を構築できることが必要なのである。本研究が今後の憲法学習に関する議論の一素材となれば幸いである。

### 注

- 1) 梅野正信他編著『実践ハンセン病の授業－「判決文」を徹底活用』エイデル研究所、2002年、p.13
- 2) 梅野正信他編著『実践ハンセン病の授業－「判決文」を徹底活用』エイデル研究所、2002年、p.13
- 3) 芦部信喜著『憲法 第五版』岩波書店、2011年  
野中俊彦他著『憲法 I 第4版』有斐閣、2006年  
共に、憲法学のオーソドックスな基本書であり、本発表ではこれらの基本書を手がかりにして授業案の開発を試みている。
- 4) 五味文彦他『新編 新しい社会 公民』東京書籍、2011年、p.42
- 5) 私人には自然人と法人が含まれる。自然人とは生きている人間のことであり、法人とは法律によって「人」とされ、法律上の権利義務の主体となることのできるものである。
- 6) 全国法教育ネットワーク編著『法教育の可能性－学校教育における理論と実践－』現代人文社、2001年、p.133
- 7) 河原和之著『新「ウソッ」「ホント」からはじまる公民学習』日本書籍、2001年、pp.60-66
- 8) 本授業の指導案については、別添の資料1と2を参照のこと。
- 9) 三菱樹脂事件（最高裁昭和48年12月12日判決）民集27巻11号1536頁  
本判決は、基本的人権の私人間問題について、間接適用説を打ち出したものである。人権保障とは、国家と私人といういわば垂直関係を規定するものであり、私人対私人という水平関係は「私的自治の原則」が妥当してきたという歴史的沿革があった。しかしながら、国家ではない社会的権力の台頭によって「私的自治の原則」を貫くと思わぬ人権侵害を被ることが顕在化し、私人間効力論が台頭してきた。
- 10) 中小企業：中小企業基本法第2条において定められている。  
大企業：中小企業基本法に定義にある「中小企業」の基準を超える企業。  
授業では、これらの定義について説明せずに、中小企業は家族で経営している町工場、大企業はトヨタ自動車等の具体的な名称を出して生徒にイメージしてもらう。
- 11) 民法90条：公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。  
民法709条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 12) 無効力説：憲法は国家対国民の関係を規律する法であるから、憲法の人権規定は特段の定めのある場合を除いては私人間に適用されないとする見解。  
直接適用説：憲法の人権規定が私法関係においても直接適用されると解する説。  
間接適用説：民法90条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介にして、憲法の人権

- 規定を間接的に適用する説（通説的見解）。
- 13) 大杉昭英「法（関連）学習としての公民学習」全国社会科教育学会編『社会科教育ハンドブック』明治図書、2011年、pp.161-164
- 14) 江口勇治「法（関連）教育」全国社会科教育学会編『社会科教育ハンドブック』明治図書、2011年、p.200
- 15) 本授業の指導案については、別添の資料3と4を参照のこと。
- 16) 形式的平等：すべて個人を法的に均等に取り扱いその自由な活動を保障するという機会の平等のこと  
 実質的平等：社会的・経済的弱者に対して、より厚く保護を与え、それによって他の国民と同等の自由と生存を保障するという結果の平等のこと
- 17) 絶対的平等：各人の事実上の差異にもかかわらず、すべての点で、法的取扱いを同じにしようとするもの  
 相対的平等：各人の事実上の差異に着目して、差異に応じた取扱いをしようとするもの
- 18) 判例も、一貫して相対的平等説をとる。例えば、憲法14条1項は、「国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右法条の否定するところではない」（最大判昭和39.5.27）
- 19) 最高裁は、刑法205条2項の尊属傷害致死罪の規定が争われた事件で、親子関係は「社会的身分」に当たらず、「夫婦、親子、兄弟等の関係を支配する道徳は、人倫の大本」である

として、同条を合憲とし（最大判昭和25.10.11 刑集4巻10号2037頁）、200条についても、右判決の趣旨に徴し、平等原則に違反しないことは明らかである、とした（最大判昭和25.10.25 刑集4巻10号2126頁）。しかし、この判決には多数の学説の強い批判があり、①刑法200条は、封建的な旧家族制度的なイデオロギーに立脚するものであって、日本国憲法の民主主義的平等観とは相容れないのではないか、②親への報恩という道徳律を法律で強制することは、不適当ではないか、③「死刑又は無期懲役」という刑罰は、重罰にすぎるとはならないか、などの問題点が指摘されていた。こういう批判に答えて、最高裁は、1973年（昭和48年）、刑法200条について画期的な違憲判決を下した。ただ、判決が、親の尊重という立法目的の合理性を認めたくてで刑罰が厳しすぎるとする点のみを違憲としたことには、批判が多かった。

- 20) 奥野浩之「情意的側面に焦点を当てた社会科における批判的思考の育成」『相愛大学研究論集』相愛大学第28巻、pp.47-57  
 批判的思考の研究者としてパイオニア的存在であるリチャード・ポールは「公平さ」という情意的側面の重要性を強調している。公平であるということは、その状況に妥当なすべての視点を偏見や先入観なしに取り扱う努力をすることである。ポールにとって、「公平さ」が欠けている人は「批判的思考の自覚が弱い人」であり、考え方そのものに問題があるとなかろうと、とにかく相手を口論で打ち負かそうとする詭弁家ではない。

〈資料 1〉

1. 本時の目標

憲法と法律の違いについて説明することができる。

2. 学習過程

	学習活動・学習内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>「私たちは好きなことを話し、好きな人と結婚し、好きな宗教を信仰できますが、それはなぜですか。」</p> <p>「誰であれば、このような自由を制限できる力を持つことができると思いますか。」</p>	<p>普段、当たり前のことと思っていることについて意識させる。</p> <p>国家権力というものを気づかせる。</p>
展開 (30分)	<p>・事例1を読む 「B社は信教の自由に反していると思いますか。それはなぜですか。」</p> <p>・事例2を読む 「C町は信教の自由に反していると思いますか。それはなぜですか。」</p> <p>・憲法の人権規定にある「侵してはならない」「保障する」という表現に注目させる。 「誰が「侵してはならない」のでしょうか。誰が「保障する」のでしょうか。」</p> <p>・身近にある法律を取り上げ、憲法と比較させる。 刑法 道路交通法</p> <p>・事例1の中小企業B社が法人であり、法人とは何かについて考えさせる。 「iphoneを作ったのは誰ですか。」 →「apple。」</p> <p>・事例2のC町は私人か国家権力であるかについて考えさせる。</p> <p>・もう一度、事例1と事例2を読み、B社とC町はそれぞれ信教の自由に反するか考えさせる。</p>	<p>自分なりの意見を書かせる。</p> <p>自分なりの意見を書かせる。</p> <p>憲法が国家権力を制限し、私たち国民の権利や自由を守っているものであることを気づかせる。</p> <p>刑法や道路交通法などに「してはならない」と書かれているが、誰がしてはならないのかについて考えさせ、法律が国民の権利や自由を制限しているのに対し、憲法は国家権力を制限し、国民の権利や自由を守る対国家規範であることを気づかせる。</p> <p>私たちが会社を人と扱っていることに気づかせる。そして、事例1ではB社とAという私人対私人の問題であることを気づかせる。</p> <p>C町が国家権力であることを気づかせる。</p> <p>最初に書いた自分の考えとどのように変わったのか、それはなぜなのかということについて説明できるようにする。</p>
まとめ (10分)	<p>・この授業を受けて、憲法と法律に対して持っていた認識がどのように変わったのか感想文を書かせる。</p>	<p>法律が国民の権利や自由を制限しているのに対し、憲法は国家権力を制限し、国民の権利や自由を守っているということを理解できたか確認する。</p>

## 〈資料2〉

## 1. 本時の目標

憲法と法律の違いを理解したうえで、応用問題にも対処できる。

## 2. 学習過程

	学習活動・学習内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>前回学習した「憲法とは何か」、「法律とは何か」という点に対して質問する。</p>	<p>前回の学習がしっかり定着しているか確認する。</p>
展開 (30分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例3を読む 前回学習した事例1とどの点が異なっているのか答えさせる。</li> <li>・大企業も私人であるが、中小企業とどのような点で異なるか考えさせる。</li> <li>・事例1のときと同じように私人対私人の問題として考えてよいか考えさせる。</li> <li>・民法90条、709条というものを紹介する。 その時、公序良俗に反するとはどういうことか、不法行為とは何か、ということについて考えさせる。</li> <li>・改めて、事例3の問題について考えさせる。 「X社は信教の自由に反していると思いますか。それはなぜですか。」 3つの考え方が想定できる。</li> <li>・大企業といえども私人であるので、憲法を適用しないという考え方</li> <li>・大企業を国家権力と同視し、憲法を直接適用するという考え方</li> <li>・憲法の意義を重視しつつも、大企業の社会的権力を考慮し、民法の一般条項(90条、709条)に憲法の趣旨をはめこむという考え方</li> </ul>	<p>事例1の中小企業が大企業になっている点に気づかせる。</p> <p>大企業の社会的権力について気づかせる。</p> <p>大企業が国家権力と同視できることに気づかせる。ただし、憲法とは何か、という点についても改めて考えさせるようにする。</p> <p>憲法の人権規定に反することは、公序良俗に反したり、不法行為になったりする場合があるということを気づかせる。</p> <p>これら3つの考え方については、1つの正しい答えというものではなく、論拠さえ示されていればオープンエンドの授業形態になるようにする。</p>
まとめ (10分)	<p>・ディスカッションさせたいうえで、レポート課題で他人の意見と比較しながら自分の意見を論理的に説明させる。</p>	<p>憲法と法律の相違点を理解したうえで、しっかりとした論拠をもって、自分の意見が述べられているか確認する。</p>

〈資料3〉

(1) 本時の目標

形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等という観点から、日本国憲法 14 条 1 項における「平等」の意味について説明することができる。

(2) 学習過程

	学習活動・学習内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>「資本主義社会における平等とは何ですか。機会を平等に与えることですか、結果までも平等にすることですか。」</p> <p>「月給が 100 万円の人にも 20 万円の人にも平等に 30% の税金を課すことが妥当と考えますか。」</p>	<p>普段、特に考えない言葉の意味について考えさせる。</p> <p>資本主義社会における機会の平等を原則としつつも結果の平等を目指すことの重要性について気づかせる。</p>
展開 (30分)	<p>・絶対的平等と相対的平等</p> <p>「産休制度を手がかりにして、よりよい社会のためには絶対的平等と相対的平等のどちらの考え方が適当か考えてみてください。」</p> <p>「A 市営地下鉄が女性専用車両を設けることは憲法 14 条の法の下での平等に反しますか。」</p>	<p>絶対的平等と相対的平等という「平等」に対する 2 つの考え方を紹介する。その上で、どちらの考え方が現代社会においては適当であるか考えさせる。</p> <p>制度の目的と目的を達成するための手段という両側面から合理性の有無について検討させる。</p>
まとめ (10分)	<p>本日の学習を踏まえて、憲法 14 条 1 項で述べられている「平等」の意味について、論述する。</p>	<p>形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等という観点を踏まえて、憲法 14 条 1 項の「平等」について具体的に論述できているか確認する。</p>

## 〈資料4〉

## (1) 本時の目標

憲法14条1項「平等」の意味について理解したうえで、「平等」に関連する問題を自分自身で解決することができる。

## (2) 学習過程

	学習活動・学習内容	指導上の留意点
導入 (10分)	「平等の意味について説明してください。」	前時の学習が身につけているか確認する。
展開 (30分)	<p>・当時の刑法では被告人に刑法200条が適用されてしまいますが、憲法14条1項を用いて刑法199条が適用できないか検討しなさい。(グループ討論)</p> <p>「被告人は、実父に10年以上にわたって、虐待を受けてきた。そのため、早く家を出たいと思っていた被告人は、16歳の時、住み込みの仕事を見つけ、自立することを決意した。このことを知った実父は被告人を10日間監禁し、脅迫虐待した。結果、被告人は思いあまって実父を殺害し、自首した。」</p> <p>(当時の刑法)</p> <p>刑法199条：人ヲ殺シタ者ハ死刑又ハ無期若シクハ三年以上ノ懲役ニ処ス</p> <p>刑法200条：自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス</p>	<p>憲法14条1項を用いて妥当な解決策を導き出せているか確認する。</p> <p>刑法200条の立法目的と目的を達成する手段という両側面からその合理性について考えさせる。</p>
まとめ (10分)	<p>・類似の事件に対して裁判所が下した判決を一つの考え方として紹介する。</p> <p>・レポート課題として、自らの見解とそこに至った論拠をまとめてくるよう指示する。</p>	<p>一つの妥当な解決策として生徒たちに紹介する。</p> <p>憲法14条1項の観点から刑法200条の合憲性について考えることができているか、どのような結論でも構わない。</p>